土地・家屋価格等帳簿の縦覧について

固定資産税の納税者は、自己の土地や家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により町内の他の土地や家屋の価格と比較することができます。

- ■期間 4月1日(金)から5月31日(火)まで (土曜日・日曜日及び祝日・休日を除く)
- ■時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ■場所 七ヶ宿町町民税務課
- ■縦覧できる項目
 - ・土地価格等縦覧帳簿 所在・地目・地籍・価格
 - ・家屋価格等縦覧帳簿 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
- ■縦覧できる方と必要なもの
 - ・固定資産税の納税者 本人確認ができるもの (運転免許証など)
 - ・ 固定資産税の納税者から委任を受けた者 委任状
- ■手数料 無料
 - お問い合わせ 町民税務課 (☎37-2193 担当:安藤)

平成27年度「ふるさと納税」 七ヶ宿町に寄附をいただきました

◆指定使途別の内訳

番号	事業の内容	寄附金額(円)
1	少子高齢化対策に関する事業	10,000
2	地域産業の振興に関する事業	40,000
3	自然環境並びに地域景観の保全及び活動に関する事業	260,000
4	医療及び福祉の充実に関する事業	0
5	教育及び文化の充実の振興に関する事業	0
6	上記以外で、七ヶ宿町が将来的に発展するためのまちづくりに	180,000

◆寄附者の氏名等

番号	寄附者氏名	都道府県名	寄附金額(円)	事業の内容
1	山﨑 善久 様	東京都	10,000	6
2	髙橋 孝典 様	宮城県	80,000	6
3	千葉 清純 様	山形県	30,000	2
4	三井 憲人 様	宮城県	10,000	6

寄附をいただいた方については、ご本人の申出にて掲載しております。 掲載順は、受付順となっております。

上記の方を含め14名の方々よりご寄附をいただいております。

春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

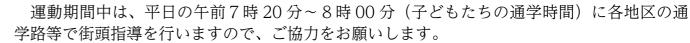
~ 交通ルール 守るあなたが 守られる ~

4月6日~15日までの10日間は、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。本運動は、 交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、 交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

町では、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、次の3点を運動の重点として交通安全運動を進めていきます。

運動

- ① 自転車安全利用の推進
- ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶



また、6日に役場前で出動式を行い、10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせてダム湖畔で街頭キャンペーンを実施します。

●お問い合わせ ふるさと振興課(☎37-2194 担当:小室)

春の火災予防運動

◆実施期間

4月1日(金)~4月7日(木)

無防備な 心に火災が かくれんぼ』

この時期は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなっています。 火災はちょっとした油断から起こります。火の取扱いには十分注意し、火 災ゼロの町を目指しましょう。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

◆3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、<mark>防炎品</mark>を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

山火事に注意しましょう

- 1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火はしない!
- 2 たき火の場所を離れるときは、完全に消火する!
- 3 強風時や乾燥時には、たき火、火入れを絶対しない!
- 4 **たばこ**は、指定された場所で喫煙し、**投げ捨て**は絶対しない!
- 5 **火遊び**は絶対しない!

住宅用火災警報器は、

概ね 10 年を目安に本体交換しましょう。

- ●火災・救急・救助は 119番
- ●七ヶ宿町総務課 ☎37-2111
- ●白石消防署七ヶ宿出張所 ☎ 37-2100



平成 28 年 4 月 1 日号 広報しちかしゅく No.663 ⑧